



令和 3 年 9 月 3 日
内閣府（防災担当）

「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が 8 月 31 日(火)に閣議決定され、本日(9 月 3 日(金))公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は84%→96%に嵩上げ)

②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）</p> <p>公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は68%→82%に嵩上げ)</p>	<p>島根県　雲南市 いいなんちよう 飯南町</p>
<p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項)</p> <p>国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。</p>	<p>鹿児島県さつま町 ちょう</p>

3. スケジュール

8月31日（火）閣議決定
9月3日（金）公布・施行

政令第二百四十五号

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南

町並びに鹿児島県薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二

十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害)

(第3・4条)公共土木施設災害復旧事業等

<措置の概要>

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されていなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用。
 (2／3→3／4→4／4)

(第5条)農地等の災害復旧事業等

<措置の概要>

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
- 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の嵩上げ等の措置を適用。
 - ・ 農地（災害時）84.0%
 - ・ 農業用施設
 （水路、ため池、農道等）（災害時）93.7%
 - ・ 林道（災害時）82.2%

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

※補助率は、過去5カ年の実績の平均

<激甚災害指定時の措置>

- さらには補助率等を嵩上げ（※）

（例）公共土木施設災害復旧事業 68% ⇒ 82%
 （過去5カ年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

<激甚災害指定時の措置>

- さらには補助率を嵩上げ

農地	84.0%	⇒	96.4%
農業用施設	93.7%	⇒	98.6%
林道	82.2%	⇒	92.6%

（過去5カ年の実績の平均）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害)

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

■一般単独災害復旧事業に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%（財政力補正）

【農林漁業施設】

充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%（財政力補正）



<激甚災害指定時の措置>

【公共土木施設】

（都道府県・指定都市） 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満
（市町村） 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの（※国の負担がないものに限る）
⇒充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%（財政力補正）

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満
⇒充当率（農地）50%（農業用施設、林道）65% ※特に被害の著しい区域90%
元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。